

# 第1回 北九州市地域福祉計画推進懇話会 次 第

日時：平成28年8月23日（火）18：00～20：00  
場所：北九州市役所 3階 大集会室

1 開会・保健福祉局長挨拶

2 正副座長の選任、挨拶

3 構成員自己紹介

4 議事

(1) 地域福祉計画の中間フォローアップについて

資料1

(2) 計画策定後の法令等制定状況について

資料2

(3) 市（行政）における計画の主な取組内容・課題について

資料3

5 閉会

## 北九州市地域福祉計画推進懇話会 構成員

※50音順 敬称略

氏名	所属・団体名等
石丸 美穂	北九州市障害者基幹相談支援センター主査
磯田 佳宏	北九州市社会福祉協議会 地域福祉部長
占部 啓子	北九州市立江川小学校 校長
角見 志津子	八幡西区民生委員・児童委員協議会 会計
小松 啓子	北九州市手をつなぐ育成会 理事長
城田 泰子	北九州市地域福祉振興協会 理事 高齢社会をよくする北九州女性の会 理事
田代 久美枝	北九州市地域福祉振興協会 副会長 認知症・草の根ネットワーク 理事
徳丸 直登	市民委員
中間 あやみ	NPO法人抱樸 困窮者支援事業部長
中村 雄美子	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee代表 理事
西村 健司	(一社)コミュニティシンクタンク北九州 理事
芳賀 茂木	前北九州市自治会総連合会副会長、前八幡東区自治会総連合会会長
前田 帆乃香	市民委員
眞鍋 和博	北九州市立大学地域創生学群 学群長
村山 浩一郎	福岡県立大学社会福祉学科 准教授
渡邊 正孝	北九州高齢者福祉事業協会 会長

## 北九州市地域福祉計画推進懇話会開催要綱

### (目的)

第1条 本市の地域福祉の推進について平成23年度から平成32年度までの10年間に重点的に取り組む内容等を定めた「北九州市の地域福祉2011～2020」（北九州市地域福祉計画）の進捗状況及び見直し等について幅広く意見を聞くため、「北九州市地域福祉推進懇話会（以下、「推進懇話会」という。）」を開催する。

### (構成員)

第2条 推進懇話会は構成員18人以内で開催する。

- 2 構成員は、地域福祉について優れた識見や専門知識を有する者、地域関係者及び市民委員等で構成する。
- 3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

### (任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から平成29年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から平成29年3月末までとする。

### (座長及び副座長)

第4条 推進懇話会に座長及び副座長1人を置き、保健福祉局長が選任する。

- 2 座長は推進懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 推進懇話会は保健福祉局長が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 保健福祉局長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (会議の公開等)

第7条 推進懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
  - (2) 不開示情報（情報公開条例第7条）に該当する事項を審議する場合
  - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
  - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (会議録等の公開)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過（発言の内容）
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第5号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第7号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(責務)

第9条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 推進懇話会の庶務は、保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。